

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は重要なものと認識していたので、業務処理等
について、本庁通達及び指示、お取引の社等として来るので
このよう誤った問題が生じることは認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

東京の年金記録 新規付保記録の2012年5月31日現在、申請済みの記録は
 12,254,735名と推定されています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> | 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
|------|---|---|
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> | 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="checkbox"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録が、不一致と申し出ている人については、職歴を提出して貰い調査するしかないのではないか。
特に複数の被保険者証・年金手帳を払い出している人や生年月日等を偽って加入している場合は特に注意して調べるしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、年金支給の申請時点で整理出来ると考えていた。
年金記録の問題は、5千万件の問題が出た時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金支給申請時点で年金記録の整理は対応出来ると考えていた。
反省点は、基礎年金番号導入の際に事前準備やPR不足、重複加入の整理が徹底的に行われなかったこと。
国民年金については、住民を一番良く知っている市町村の事務を外したこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている問題以外の事を認識していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 国民健康番号と対応する社会保険番号 IDの利便
2. 民営化 反対
厚生労働省 TVに出演する有識者の意見を聞き、
政府が国民健康保険は「国民健康」と書くのが、
それと対応して、影響は大きい。
差別適用の問題、年金記録の修正は80%
の不透明さがあるから、80%はいいから、
未適用の問題、国民健康と対応して、国民健康と
対応する番号の、(厚生労働省)
国民健康番号と対応する番号の、国民健康と
国民健康と対応する番号の、国民健康と

年金改革は白地に絵を書くことではありません。北欧を2, 3人で調査して、スエーデンをみて、これが良いと持ち帰り全く、そのままの案を発表したもので、木に竹を接ごうとしたことが混乱の始まりである。

読売新聞、朝日新聞

いずれも、税でなく社会保険方式を堅持した改革案を提言している

日本経済新聞

消費税による税方式を主張

世論調査

17年11月読売新聞全国世論調査では、社会保険方式を維持すべきが68%、税方式を支持するものは26%であった。

厚生労働省

平成20年5月19日社会保障国民会議に税方式を導入した場合の、消費税率などを計算し財政試算を発表した。

基礎年金の財源を全額税方式を実行するには、3案あるが、最低でも11兆円、最大で35兆円必要で消費税換算で4, 5%~13%になる。

しかし、基礎年金の保険料を払う必要がなくなるが、消費税による家計負担が増え、ほば、すべての家庭で負担増となることが判った。

更に、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税による負担が他の世代に比べてより重くなってくる。これは、現役世代が負担している保険料が無くなるに比し、高齢者はその見返りが無いためである。

一方、企業は基礎年金の事業主負担が無くなり、約4兆円の負担減となる。

イギリス、フランス、イタリア、スエーデンは被用者より事業主負担を高くして、労働者の負担を軽くしているのに、事業主負担を消費税に肩代わりさせようという魂胆はアメリカ式の経営者側の企みである。

社会保障国民会議メンバー

社会保障論

両教授の意見

全額税方式のどこがいけないのか？ 一つは税方式にすれば、今後予定される医療、介護に消費税を回せなくなり、崩壊がすすむ医療や介護を捨てることになる。

経済界などは、公的医療、介護を崩壊させ、市場開放させること自体が目的なのだろう。

医療、介護関係者は彼らがリードする年金論議に真正面から戦いを挑むべきだ。

朝日、読売新聞の社説はいずれも、税の投入は年金より、医療、介護を優先させるべきという意見である。

厚生労働省、財務省いずれも同意見である。

未納無年金問題に対する両教授の意見

年金破綻論のウソを国民に知らせることが重要だ。

税方式派は年金が破綻しているかのように言うがそんな事はない。

未納者34%で3人に1人が滞納しているというが、全体の加入者7490万人の中の1号被保険者(自営業の方)2190万人の中の一部の未納者の未納率であり、全体の収納率は95%、で未納者は5%であり、年金は払った人だけに支払うもので財政破綻の指摘は当たらない。

今回の試算は、税方式の様々な困難を滲ませる結果となった。

このため、6月3日の社会保障国民会議では、「未納問題の解決は税方式のメリットとして挙げない。」と明記。その理由として「未納問題は少なくとも公的年金の財政的持続可能性に殆ど影響を与えない」と説明した。

さらに、「未納問題が原因で現行制度が破綻するという議論は正しくないし、現行制度が財政的に破綻することを前提に年金制度の改革を議論することも正しい態度とはいえない。」と強調した。

従って、未納問題と年金破綻を論拠とする5団体の税方式の主張は、教授により論破された。

厚生労働省の社会保障国民会議に示された資料は、検討に資するための年金に関する定量的シュミレーションで

- 1, 年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模の試算
- 2, 現行制度と税方式案がそれぞれ家計、企業にあたる影響を示した試算
- 3, 基礎年金を取り巻く様々な提案等に関連する試算(3案が提案された)

A4 76ページ でインターネットで見られる。

自民党議員は 厚生官僚がつくったものだからダメだとか、言うならば、財政的試算の数字、グラフでのシュミレーションなのだから理論(数字)で反論したらいいがですか？

まとめ

1, 3470万人の年金受給者や、これから、年金を待ち望んでいる、現役の方々にとって、30年、40年と保険料を積んできたのに、政権が変わって新しい制度を作ったからと、再び新制度に参加して保険料に相当する消費税を死ぬまで支払うのは、保険料の二重払いで容易に納得できないと思われまます。

基礎年金に所得制限を設けるのも(民主党案 600~1000万円)現役時代に高額な保険料を払いつづけたのに、引退後に所得制限によって、月額24万円~80万円

の減額を受けるのは、受給者にとっては、既得権の侵害であり、これから受給者となられる方々にとっては期待権の侵害となりませんか？

民間でも、企業再編、M&Aの際、退職金制度の統合の時不利益を受ける側の既得権と期待権の侵害となり提訴もあります。

この際、提訴に至らずとも、

- (1) ある年齢以上の従業員（たとえば、55歳以上）には旧制度をそのまま適用する。
- (2) 変更時点で既得権見合いの給付を保証する。

以上のような方法を採用する企業が多いそうです。

年金制度改革は、白地に絵を描くものではない。現に年金を受給している人にその継続を保障しつつ、これまでの納付実績と整合性のとれる制度に導く必要がある。

2, 基礎年金は現行の三分の一に国庫負担がありますが、これを二分の一に引き上げることに決まっています。

二分の一は国民が所得制限なしに、納得できるギリギリの線ではないでしょうか。

三分の一が適当だと思いますが。

初秋の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

民主党の雪崩のごとき大勝まことにおめでとうございました。

私は社会保険庁の地方組織の県保険に奉職し35年間、健保、年金業務に従事したOBです。

昨今の社会保険庁のバッシングにより、現役、OBともに肩身の狭い思いをいたしております。

私は、若い時は社会党支持でしたが、長じて、豊かとは言えないが国民の8割が中堅層と自覚している社会に納得し、心情的に自民党を支持していました。

しかし、小泉、竹中改革以後、新自由主義の旗のもと、終身雇用を悪玉扱い、雇用を民営化し人を荷物扱いし、中堅層が砂時計状に音を立てて崩れています。

自殺は自動車事故の6倍で30代の若者が多く、殺人は親族間が半数近くで警察庁も驚いている。

このような社会にしたのは自民党で当然の帰結と存じます。

このため、矢内さんに誘われ水島先生の時から、民主党に改宗したものです。

私は民主党を信頼していますが、先の参議院の選挙の勝利は年金が大きな要因と思いますが、実は、これからの来夏の参議院選挙、4年後の衆議院選挙で民主党の年金改革が大きな争点となり、長妻議員は元記者で攻めには強いが守りはどうでしょうか？年金改革案を集中攻撃されると、攻守所を変え立ち往生されるような気がいたします

今から4年前、民主党が初めて年金改革案を出した時、早速インターネットで検索し纏めてみたのが「年金一元化について」資料Aでした。以下資料B、C、...、です。

今、国民の政治に対するアンケートの一番は政権交代でしたがそれまでは、つねに年金でした、公的年金の加入者は7050万人、受給者は3740万人、高齢者世帯の収入のうち79パーセントが年金で占められ、年金のみの世帯が半数ののぼっているのをみれば当然と存じます。

21年5月フジTV報道ステーションで、消費税方式による基礎年金は、年金受給者に見返りのない2重負担を強いるか？の質問に、岡田幹事長は、今の高齢者の皆さんは将来受ける若者の年金より、高い年金を受けているので我慢してもらう。自民党の100人も賛成している。とされました。

9月3日大勝利後のTVで長妻議員は、公明党の事業主負担4兆円の消費税による庶民への肩代わりについての追及に、若し紛れに事業主負担はないと言ったが

このような回答で国会を乗り切れるでしょうか？

私は、民主党を非難していますが、なぜ民主党を支持するのでしょうか、もとの職場をバッシングされた怒りも当初ありましたが、それでも自民党による惨状より民主党のほうがよいと思うからです。

私は、公務員の共済年金と厚生年金10年の年金を受給しており、社団法人 全国年金受給者団体連合会 に加入しています。

会は、会員の福祉活動の外、年金制度への提言もしております。

会では、基礎年金の全額税方式が年金受給者に消費税による2重払いが死亡するまで

続く不合理、及び所得制限の既得権、期待権への侵害を察知しており、会員保護の観点からも問題であり時期をみて、新聞1面広告も視野に入れていると伺います。

私は楽観しています。それは民主党は実現に多大な危惧を持つからです。

民主党案は案で、固執せず審議機関にまかせて纏めさせることです。

過ちを正すに揮ることなかれです。

失礼なことを長々と書きましたが、民主党に期待するからであります。

時節柄、ご自愛専一にご活躍をお願い申し上げます。

平成21年9月

氏名 匿名希望

基礎年金の全額税方式について、皆さんどう思われますか？

平成21年3月6日

財界、自民党の一部、民主党、連合が主張する年金は実現すると、次のような実生活上の変化がおきます。

- 1, 3760万といわれる保険料を完納した高齢受給者は、法改正の日から、再び新たな制度に加入することになり、消費税の負担がのしかかる。
これは、明らかな保険料(消費税に名を変えた)の二重取りであります。
これは、年金受給者のみではありません。
現在、厚生年金、共済年金に加入し、これから年金に期待している10年、20年30年と保険料を納めている皆さんも年金受給に達すると、再び新しい年金制度に加入して見返りのない保険料(消費税)を死ぬまで負担しなければなりません。
- 3, サラリーマンの負担は確実に増えます。保険料が減額される分を消費税が大幅にうわまわるため、厚生労働省のシュミレーションでも明らかで、その額は月数千円から2万円を越す。
年金受給者は保険料が無くなる見返りが無いため最も被害が大きい。
- 4, 経営者は保険料の事業主負担が消費税に肩代わりされるため、約4兆円の負担を免れる。
- 5, Aさんは、67歳、厚生年金の老齢年金の平均年金額216万円を受給していました。隣に住むBさんは、夫婦とも65歳を超えていますが、暮らしの困っていませんが、国民年金を払ったことはありませんでした。
年金改革と称する法改正が国会で成立し、Bさん夫婦はひとり月額66,000円、ふたり併せ132,000円、年額にして1,584,000円の年金が受けられることになりました。
これは、Aさんの年金の73%となります。Aさんは34年も厚生年金保険料を払っているのです。
これをAさんは納得するでしょうか？
Bさんには払う必要がない、とするとBさんは1円も年金を受けられないが消費税が課税される、皆さん、どう考えますか？

民主党の考えはこうです。(鳩山幹事長TV談) 40年かけて公平を保つ考えです。

A, Bさん間の不公平を解消しようと考えているのは、40年をかけて段々に慣らしていこうということです。

最初Bさんに月額1,650円の年金(年額19,800円)40年後に月額66,000円(年額792,000円)を支払う構想です。

つまり、1,650円×40年=66,000円です。

Bさんは1年ごとに1,650円の年金はふえていきますが、12年後の平均余命の79歳で月19800円の年金です。

財界は無年金者の解消を目的というが、消費税を払うばかりで無年金者の解消にはならない。

まとめ

なぜ、年金を改訂する必要があるのでしょうか？

財界の巧妙な戦略なのです。

日本の年金は世界的に高い。公的年金は基礎年金に限り、2階部分の報酬比例部分は民間保険401Kに任せるべきだ。

年金破綻をあと、この機会に基礎年金を消費税の肩代わりさせて事業主負担を免れようという財界の戦略です。

医療も混合診療を解禁し人々の生活を市場に晒し、小さな政府を実現。

郵貯の民営化も同様です。

年金は破綻していません、 「国民年金は3人に1人が納めていない」という間違った宣伝がされていますが、国民年金全加入者7590万人の中の1号被保険者(自営業、農業等)2,190万人の中の収入が低く保険料を免除されている人を更に除いた1,690万人の3人に一人で滞納者は4,6%である。つまり、3人に1人ではなく、百人のうち、せいぜい5人が未納なのです。残る95%の厚生年金、共済年金は基礎年金部分を100%払っているのです。

保険料を払っていないひとには支給されませんので財政上は影響を受けません。

この年金破綻論を喧伝して、基礎年金の消費税移行を画策する財界の企みに乗る、民主党、さらに労働者の権利を擁護すべき連合までがこれに迎合することは、容易に納得できるものではありません。

このように、虚構を作り出し政策を曲げようという動きは、派遣法の改悪の時と似ていると思います。

働く人の多様化などという財界の意見に惑わされ共産党を除く政党が賛成したのです。

年金も医療も郵貯も全部に 小泉規制改革を自分の利権にした男の存在が浮かんできたのが最近です。

派遣社員の問題も、経済界の要求を受け入れ、今日の惨状を生み、OECD中アメリカとならんで格差の最も酷い国にされた。

労働基準法第6条 中間搾取の排除 何人も業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。(企業が派遣会社に支払う金額と労働者に支払う賃金との間の利益となり、低賃金の原因となっている。)

労働基準法の立派な趣旨に立ち返り政治家は判りやすく説明すべきである。

平成21年3月7日

年金一元化について

平成17年6月

国民が国会に期待したのは安心できる年金制度の議論だったはずでした。生活に密着した重要法案が対決と混乱に終始したことは誠に失望しました。

1日も早く3党合意に従って政策論争に転じていただきたい。

民主党の年金一元化案(以下案という)について、インターネットでコピーして調べてみました。

世情、年金一元化はすべて解決するような期待がありますが、これだけの問題があります。

自営業者に対する所得比例年金の問題点

保険料について

先ず、案では第五条「公的年金制度は、すべての国民が加入する単一の制度とする。」とあります。当然、保険料率も単一です。

自営業は年間所得500万円を例に取りますと、税率13,58%(厚生年金の民主党案)で月額にして税額56,500円となります。

実に現行の13,300円の4.2倍であり、所得700万円の方は月額79,200円で現行の5,9倍になります。最高は8倍になります。果たしてこのような大増税が受け入れられるのでしょうか？

なぜ、このような事になるのでしょうか。サラリーマンのように事業主負担(労使折半)という仕組みがなく全額負担となるためです。

なお、案によれば「被保険者は日本国に住所を有する20歳以上のすべての者」とあり年金支給開始を過ぎても死ぬまで保険料を払い続けるのです。

更に保険料を免除されている1000万人といわれる専業主婦に保険料を納めてもらえるのか？という大問題もあります。

年金目的消費税について

一元化では、低所得者には最低保障年金を支給することになっています。

この財源は、3%程度の消費税をもってあてるとあります。保険料を払ってなくとも年金を貰えるのです。

現在、年金未加入者、未納者のなかには、滞納整理員にたいして、いざとなったら生活保護でと言うそうです。

現在、年金受給している3400万人の方々には30年、40年と掛け金をし蓄々と自助努力をしてきたのです。

年金額は厚生年金で平均月18万円です。これから固定資産税、国保税、住民税等を引かれるギリギリの生活です。

保険料を払わなくてもかまわないという自助努力をしない人に月70,000円(岡田代表談)の年金を支払おうとしています。

月7万円の年金は年84万円夫婦ですと168万円になり、厚生年金受給者平均216万円の7割を超える数字ですが、これに消費税を当てることは容易に納得できるで

しょうか？

これでは、国民年金の未納者は際限なく増加していくでしょう。

もう一つの消費税

民主党は国民年金部分の基礎年金部分をすべて消費税にすることにしています。この基礎年金部分の半分は現在、国の財源で負担することになっています。残りの半部分を消費税にしようとしています。

| | | | | | | |
|--------|-----------|------------|----|------|---|-------|
| 現行の消費税 | 低所得者分の消費税 | 基礎年金部分の消費税 | 合計 | | | |
| 5% | + | 3% | + | 5.5% | = | 13.5% |

また、現行の5%を除いた8.5%は3400万人年金受給者や、まもなく年金受給者になる方々にとっては、なんと30年、40年と保険料を積んできたのに、政権が変って新しい制度になったがらと、再び新制度に参加して支払わなければならないのは、保険料負担の二重払いで容易に納付できないと思われま

現在、3400万人の年金受給者が存在し、年四十七兆円が支払われていますが、この額は国債を除く平成十七年度の国家予算に相当します。

今まで、年金制度の無い国で、白地に絵を描くのは簡単ですが、我が国のように60年以上の旧制度を切り倒して、他国の制度を参考に取り入れ木に竹をつなぐようなことを行くと無理が出てきます。

年金積立金について、

一元化案では厚生年金保険等の保険料水準は、現行の13.58%で固定して、給付水準は現役時代の50%を確保するとありますが、これは誰が考えても絵空事になります。

このため、案では第11条4で年金積立金147兆円を2050年までに使い切り保険料の不足分にあて50%以上の給付を賄おうとしています。

2050年時点では1人のお年寄りを若者1.4人で支える時代で、一人っ子同士が4人の親を支える形が珍しくない時代です。

2050年といえば今の20歳以下の人が年金受給世代に入りますが、将来若い人たちに大きな負担を強いることは明らかです。

民主党はよく「世代間の公平を」を叫びますが、一時の人気とりのため保険料をあげず貴重な将来の財源を使いきる姿勢は政権交代を目指す公党とは思えません。

事務組織について

いつぞや、サラリーマンにも源泉徴収をやめて、確定申告をという機運のた時期があり新聞等で報じられました。その際ガラス張りのサラリーマンでも10万人の税務職員が必要という記事を見ました。

零細な商店、主婦（国民年金3号被保険者約1,000万人も含まれる）、学生まで

含めた自営者に対して、一体何人の税務職員が必要でしょうか？

なお、納税者番号制度を実施すれば所得の把握が万能のように言われますが、金融、利子等の把握には有効ですが万能ではありません。

もう一つあります、一元化案では、最低保障年金（低所得者の生活保護）と高額所得者には年金を減額するか、又は支給しないとしています。

これも、裁定にあたってミーンズテスト（資産調査）が必要となります。

次に、社会保険庁から徴収部門を切り離し、税務署に移管する見直しをしようと言います。

事業所に所属し一括し適用しているサラリーマンなら知らず、自営業、主婦、学生まで含めた何千万の人々の所得を税務署は1人1人調べなければなりません。

おそらくあと最低10万人程度の職員が必要になるでしょう。

厚生省は、国民年金創設時の1961年に将来の姿としては「所得に応じて保険料を負担するのが望ましい」と国会答弁で繰り返し答弁しています。

しかし、その場合、自営業等の所得の正確な把握が条件となり、当時クロヨンといわれ「社員9割、自営業6割、農家4割」といわれた捕捉率が解消できるめどがたなかったため「国税庁をもう一つ作る程度の、非常に大きい構えで臨まない」と成り立ちにくい（~~国税庁をもう一つ作る程度の、非常に大きい構えで臨まない~~）としてやむを得ず定期保険料を採用したものです。

これら所得の捕捉問題について、昨年、前枝野政調会長はTV討論会で所得を低くどければ年金もひくくなるのだからと発言しましたがこれは問題です。制度をつくる前から不正な届けを容認するとはひどい話です。

これでは、他の厚生年金、共済年金等と一元化して公正な事業ができるのでしょうか

さらに、年金受給申請にあたってはすべての書類を税務署に回して所得を調査し、更に市町村にて固定資産等の審査して社会保険事務所に戻して年金を裁定するのでしょうか？

高額所得者には年金を支給しないとする民主党案は厚生年金にも適用するのでしょうか？もし、支給しないとすれば年間百万円を超えるような保険料を死亡するまで払わせるのは、ただ取りになり、保険制度と云えるのでしょうか？

民主党は、厚生年金制度をどうしようとしているのか今一つ見えません。制度はそのままに保険料の事業主に折半負担を期待して、残そうとみえますが、高額所得者になると思われる人達は将来支給されないのに30年、40年と毎月保険料を払い続けられますでしょうか？

ここが公的扶助と社会保険の根本的な違いで、一元化はできないのです。民主党は高額所得の繰引きを1000万円にするか、700万円に抑えるか、政調会で検討しているといわれるが、もっとできるかできないか根本的なことを検討すべきではないでしょうか。

厚生年金は別で減額または不支給とすることはしないと思えば、一元化はできません。

民主党の一元化案はスエーデン方式を基にしたものですが、北欧3国は九州の面積に

年金照合は○日の奉仕で

元職員

23日朝刊を読みました。休日も出勤して山のような仕事に取り組んでいる現職を見かねて手伝う○Bもおります。

今回の八億五千万枚は、昭和一七年、昭和六一年の四四年間の紙台帳です。ハガキの厚さ0.23mmとしますと195キロkm、富士山の51倍の厚さ横倒しますと東京と静岡を20キロ超えます。

1カ所に所蔵されOBが処理できる数ではありませんので申し訳ありません。今、社会保険事務所では、宙に浮いた年金の問い合わせ、五千万件、受給者、現役併せて1億三千万件の発送の回答の処理がハガキでなく封書のため厚さ九十mmの回答書を受けています。

これに加えて連日の相談の殺到です。更に、十月一日から、全国健康保険協会に全国の社会保険事務所から約二千人が各県都の建物の一部に移転します。相談業務も年金職員と協力して行っていたのが別組織に引き抜かれると戦力の低下が心配されます。

埼玉県程度の人口です。スウェーデンは800万人、首都ストックホルムは60万人です。ノルウェーは400万人、首都オスロは40万人で宇都宮市より少ない。スウェーデンは800万人のうち自営業が少なく公務員が多いそうです。

日本の年金受給者は3400万人、社会保障費は78兆円、スウェーデンは5800億円で日本の7%の予算規模です。大型タンカーと釣り船ほどの差があります。

参考にされるのは良いとしても国情も参考にすべきです。これほどの小国でも与野党協議に8年を要しているのです。ちなみに、北欧3国の消費税はいずれも25%でした。

年金一元化の民主党案を見て驚きました。本則17条のA4版4ページの簡単な法案で明確な数字は2つのみ、改革の時期の「平成20年度末まで」と被保険者を定義する「20歳」という記述のみで具体的な数字が一切ありません。ですから「給付水準をどうするのか」「負担水準はどうか」さらには障害年金、遺族年金の取扱など重要な事項も一切書いてない。

更に「支給要件が書いてない、何年かけたら満たすのか、それとも死ぬまで負担するのか?」、これでは法案の素案とも言えない驚くべきものです。

国会の質疑を聞いていましたが、提案者は「平成20年度までに国会でよく議論して結論を得る。」としか答えられない。これでは今後5年間何もしないで年金財政はさらに悪化し後代にツゲをまわすことになります。

これでは選挙目当てのごまかし法案と言わざるを得ません。

昨年自民、民主、公明、三党合意では2007年3月までに社会保障の一体的見直しを行うとありますが、その後超党派ですすめるべき作業は1年1か月放棄されたままでした。

5年以内に成案を得ると言うならば1年1月も放置する時間がないのです。

今回、ようやく三党合意に従って年金改革合同会議に参加したが、6月6日早くも会議から離脱を示唆する発言が出ました。秋の7年

同党の川端幹事長は6月5日全国幹事長、選挙責任者会議で会議からの離脱を発言、小沢副代表も合同会議の早期打ち切りを主張していると言われます。

スウェーデンを参考にすれば与野党で政争を離れて途中政権交代をはさんで8年も要して作ったスウェーデンの努力を参考にすべきです。

民主党は、目先の駆け引きを優先して議論にすら手をつけようとはしない。

年金は政争の具にすべきではありません。

注、民主党年金一元化法案、社会保障費はインターネットから

平成18年6月30日

(年金制、遺族年金の支給、)
X(年金)会 あり

初夏の候、皆様には地に落ちた年金制度の信頼回復のためのご尽力ご苦勞様です。

私は、社会保険庁の地方組織、県保険課、一時は社会保険事務所長を経て地元NO、2主幹として庁から着任する保険課長を支え激越な組合運動に対処して36年間の社会保険の職務を終わりました。

この度、旧職員を含めて意見を求めることを見ましたので、参考になればと申し上げる次第です。 思いつくままに箇条書きとしました。

1、事業主は、従業員を雇った場合、その日をもって、健康保険、厚生年金保険の資格取得届を提出しなければなりません。

この場合、役所としては届けの真否を確認せず、事業主を信じて、健保証、年金手帳の交付を致します。

この場合、事業主として次のような事態が見られます。(一部)

2、試用期間(違法)としてとどけを遅らせる。または悪質な場合は病気になってから届けをだす。(健康保険と厚生年金は同時適用) または、報酬月額を低く届ける。

届を調査してから処理することは膨大な量で対処できないのと、健保証はその日から必要なものであるからです。

このため、事業主からの届けは正しいものとして処理致します。

後日、社会保険調査官が事後調査を行います。また、会計検査院が一部調査を行います。が一部です。

期間が短いものは期間を認めるという認定基準は世論に迎合し事業主責任(不正)を放棄し大きな問題であると存じます。 事業主と被用者の私法上の問題ではないでしょうか

3、本来、年金手帳は最初に交付された番号で、転職した場合も1枚ですませるべきところ何枚も所有しているのは、転職を隠す意図がある者が多い。

一人で14枚も年金手帳を交付を受けている例がある。

また、離婚歴、前の会社でトラブルで転職した等前歴を隠すため新たに年金手帳を受けてしまう。

4、結婚して姓が変わったが届けていない。

5、照会したが、転居先不明で戻り照合できない。(85万件)

6、犯罪を犯し他県で偽名で資格を得ている

7、企業が節税対策で架空の人物をとどけていた。

8、生年月日についても、若い方が採用されやすい。 また、採用条件としての年齢制限を逃れるため若く届ける。

氏名、生年月日等の誤りをすべて社保庁のミスと報道されるのは怒りのやり場がありません。

9、脱選手当金について

今はありませんが、当時は支給を受けることは、みんなが受けるから私もと。

細切れの期間でも将来のためにと長期の計画を考える人が多かったでしょうが。

二年後には、社会保険事務所は日本年金機構となり、民間組織となります。

職員は、27869人(アルバイトを含む)

から一万四千四百七十人(3700人を含む)に削減され多くの業務は民間委託されます。

職場の解体が始まります。

現在、国民年金の保険料の督促を派遣会社が落札し、電話督促のため、オレオレ詐欺と間違われることもあるそうです。

問題は、政府が年金相談業務も民間委託するとしている事です。

年金相談は、現行法のみでは対応できません

六十年もの期間の改正の経過の理解が必要です。

十年、二十年という経験が必要です。年金法のみではありません。

たとえば、叔父と姪の内縁関係の遺族年金の請求があったとします。

この場合、民法の近親婚の制限にまで、深い洞察が必要になります。

相談には端末機が必要で、北政を参考にプライバシーを守るため相談者一人ごとに遮蔽されています。

派遣会社が低額で落札し公務員のように守秘義務が守られるでしょうか心配です。

諸外国はすべて国営でした。

記号不明の件、友人の借入を返すのが、それが同義語
内容です。

年金記録問題について

平成 21年7月15日

退職時に事業主が退職金と併せて支給するかも珍しいことではなかったようです。

厚生年金保険だけではありません。

私の近くですが。以前、[redacted]があり2千数百人の従業員の内大半が女性でした。

夫婦共稼ぎも多く、女性は結婚すると19年11月で退職するのが大半でした。

何故か、[redacted]で20年になると年金となるため、一月前に退職し一時金を受給して住宅をたてるための資金の一部にしたのです。

今になって、後悔しています。殆ど老朽化し建て替えてあります。

私も若い時、窓口で脱退手当金の受給を求めてきた女性で期間が17年ありました。勿体ないので年金に繋げるように説得しましたが。

私に意志で決めたことといわれ支給手続きをとりましたが、70万円余と記憶しています。

ある有名企業の社会保険委員(20名以上の企業に知事が任命)が「女子社員の退職時、受領委任状をとり脱退手当金を退職金に上乘せして支給、さすがよい企業と喜んでいる」と聞いたことがある。そんなことはしてはいけない。

「必ず、将来恨まれます」と警告したものでした。

10、夫が国民年金に加入し妻は加入しない例は珍しくありません。

かつて、国民年金は、夫が亡くなった時、妻が年金に加入しないと母子年金が出なかった、未納世帯の徴収にあったて、せめて奥さんも加入しようがよいと説得したものでした。

いちがいに、夫が納付しているからと、妻も払ったはずと位置づけるのは正しくないと思えます。

11、オンラインシステムへの入力ミス

以前資格を取る時届けに氏名のフリガナ欄がなかったため後日、電子化に際し担当者が考えられるフリガナで入力した。しかし、これは、年金申請時に本人に経緯を聞きながら統合することが可能ですが、システムの不備であった事はまぬがれません。

世情、記録問題が発生したとき、年金申請主義が問題で、国がすべてを行い、申請を行わなくとも支給をすべきというメディアの意見がありましたが、その人の動静を例えば結婚をしているか何処に住んでいるか、追跡しなければならず、警察官が犯人が犯罪を犯さないか、付いて歩くに等しく実現不可能で、諸外国で申請主義を採用している国はありません

平成19年7月17日

[redacted]
[redacted]

厚生年金保険の前身、労働者年金保険(ブルーカラー対象)の誕生は、昭和17年1月1日ですが、昭和19年6月1日に厚生年金保険(全労働者対象)となり飛躍的に拡大されました。

法整備の理由は、当時台頭した労働運動に対処した施策と言われましたが、昭和17年1月1日は太平洋戦争の開戦からわずか23日目でした。

ここには、戦費調達のための大きな理由があったのです。

年金給付の始まるのは40年も先の話でその時はその時である。事実、ヒットラーは年金でアウトバーン網を作ったのでした。ドイツの作戦を取り入れたのです。

日本でも、当時占領軍に道路でなく道路予定地といわれた道を世界最高水準の高速道路網を年金財源で完成させました。

このように、年金財源は溜まる一方でしたが、各界から、政治家、労働界が要望がだされ、グリーンピア11カ所は厚生大臣OBの地、労働界からの要望には住宅融資などがもうけられました。

グリーンピアは論外ですが、各種保養施設、厚生年金病院(労災患者の義肢の草分け、高い技術、整形外科の権威)文化施設、厚生年金会館等は庶民に喜ばれたと思います。

東京厚生年金会館の音響環境は世界の芸術家から絶賛されました。

札幌厚生年金会館は札幌オリンピックの中心施設として、各国要人も迎え、この施設がなかったら、オリンピックは開けなかったとも言われました。

しかし、これらはすべて売却の予定です。札幌市民、芸術家等の15万人の売却を止めてという嘆願書もむなしく。

前置きがながくなりましたが、年金制度もそのうち、発足か十数年経過し、抗内夫は15年で年金が支給されるためボツボツ申請が出てくるようになりました。

私は昭和23年に県の保険課(社会保険庁)のアルバイトではいました。

着るものもなく、進駐軍の服で勤務しました。仕事は年金加入者のカードを生年月日順に並べ替える仕事で、台帳は戦災による消失を避けるため各県に疎開していたものです。

この当時、既に勤めをかえる度に被保険者証を重複して支給を受けていた人の加入記録を統合する必要があったからです。

年金記録の問題の原因

1、前段の経過説明のように、実際の支給は先のことで、給付申請があった時に良く調べて支給すれば良いこととこまえていた。

欧米はすでに、この時期、成熟期を迎えて、国民総背番号、社会保障番号を導入し生涯1番号で通し記録問題のみでなく所得も同時に把握していた。

国によっては、年金加入しなければ、選挙権や、運転免許証も交付しない。(北欧)

ドイツでは、健保、年金に加入させない事業主にたいして、防弾チョッキに拳銃で武装した職員が数名で のりこんで従業員から聞き取りを行っている。

厚生省でも、手をこまねいていた訳でなく総背番号、社会保障番号を提案していたがプライバシー問題から一顧だにされなかった。

社会保障番号と住民基本台帳とを統合したシステムをつくれば解決される。
民主党のマニヘストにのっていますが、実現は中々大変と思いなす。

ドイツは、総背番号を実施したが最近とりやめた。

2、我が国でも遅ればせながら平成9年4月1日基礎年金番号制度を導入し、年金番号の重複の統合をはじめた。

全加入者に及ぼしたが、5000万件が宙に浮いた。民主党、をはじめマスコミも消えた年金とと喧伝しておるが、回答がない、未着83万件、結婚して改名、生年月日を虚偽記載、採用条件に合わせた等、たとえば 吉川さんのお名前はよくある名ですと、検索すると恐らく何百人と同姓同名が出るでしょう、生年月日1日違っても統合出来ません。

前記のように、総背番号、または

社会保障番号と住民基本台帳をあわせたシステムを作らないと、記録問題の解決は無理です。(大前研一氏談参照)

3、記録問題で職員が被保険者の報酬を下げ改ざんしたとされる問題

この問題の調査委員の元検事 柳原信郎氏の「日本社会を覆う閉塞感の正体」

参照

職員が改ざんしたとされる正体は調査の結果、小規模事業所(2,3人)の事業主による届書によるものであった。

4、消えた年金といわれる記録の審査機関

総務省第三者委員会 会長の考え

「年金被害者を見救す 小沢民主」参照 Will 2009.5月号

5、手書き台帳を電算化する際、多くのアルバイト を雇い入力する際、漢字の名前をカタカナで入力させましたが、読みがわからずアルバイトの判断で入力させましたが、これも混乱の一つですが、今、社会保険事務所の窓口では、本人も交えあらゆる、読みで検索しますので心配ありません。

平成21年7月16日

未だ、いろいろ書きたいのですが、コピーも参照ください。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 <input checked="" type="radio"/> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とくにない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

よくわかり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわかり

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は全く知らなかった。
退職後 新聞等報道で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

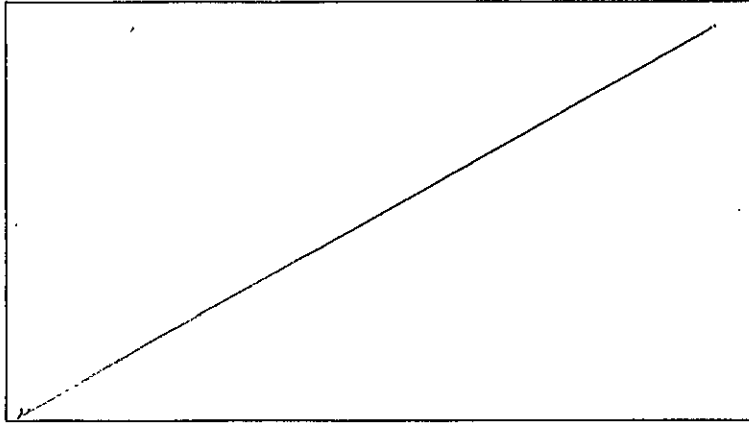
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

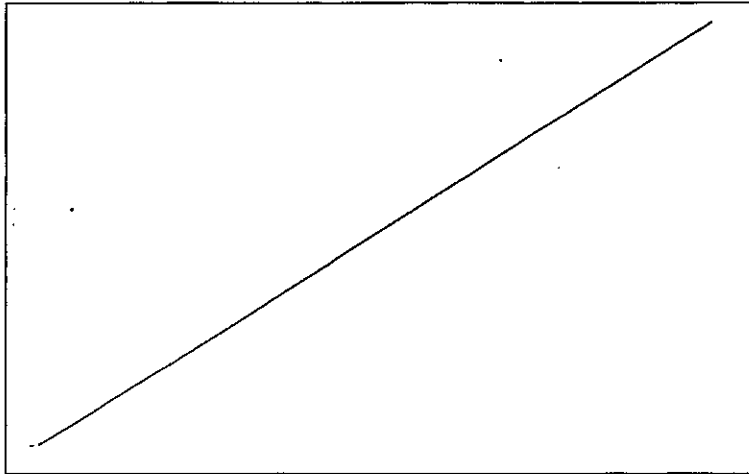
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|--|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年余を経過している現任。当該問題については、テレビ、新聞報道など、各機関での新方策をテレビではいっていません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は元々老後の所得保障であり「年金額」の算出基礎が
元々と長期的に整理を要する様で、先般記録を総合的に整理
する事を経済条件といえ、今日の「当該問題」が半ばないで、これが
懸念に努め、取り組む。

また、在籍中におきまして、当該問題の存在は承知して
おりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省
点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は元々の確に処理する事が経済条件であり、特に
標準報酬額等の紙台帳記入、補助取戻(貸金取戻)に要する
事が多岐にわたるため、その都度業務内容の重要性を総合
的に確に台帳処理を行う事に努められた。

次に同一被保険者多数に亘る所得控除の
記入、番号の整理等の取り組みに努められました。

※ 年金記録をコンピュータに収録のため、短期間
大量の紙台帳の記録を「一覧表」に転記させ
送達させた事は物理的に整理体感があったか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|--|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多量の記録を長期間にわたって保存
するので電算方式に事務処理が変った
と母が非常に良いと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この日本年金機構で働く職員の方は、事象解消のため、職員一人一人にも、この問題にも、各自の役割と責任を十分持つて、全力で仕事をしたいと願っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金支給請求と年金相談で、社会保険事務所窓口に来たところから届書から、私が働いた期間と事務所からの説明の期間記録とが違っており。この点、社会保険事務所等は、年金額に影響を及ぼすことはわかるとの認識で、常に業務の正確性を取っていました。
問題の存在は、2003年の報道から、平成15年と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

窓口での親切な対応。業務上のダブルチェックを徹底して行っていました。
反省点として、記録問題は1つの事務所では無く、お互い、各所間のコンピュータの連携と、期間照会(照会回答) (文書) 対応取巻書の普及を徹底した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持って来い

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意見はありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている問題は特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

滞りがかかるかもしれないが、全市町村の被保険者台帳や事業所の従業員名簿に業務センターに照会を行う。両方、本人又は事業所まで照会する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人年金記録は、行政の責任を担って正確な情報の管理が不可欠であり、このような事態を招いた事には重大な責任である事を認識している。
- 年金記録問題が浮上した18年頃までは、若干の未統合記録のありしは認識してはいたが、これは多数の未統合、未入力記録があった事に驚いている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、本人からへの年金番号照会や回答促進を図る以外考えられなかった。

しかし、紙質換記録からコンピュータ記録への切替の際に、水銀後の記録の更替が徹底することや、基礎年金番号付番後の未統合記録の解消にもっと積極的な取組が必要であったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で実施している方法が良いと思料します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個々の被保険者の年金記録は非常に大切なものとして認識していました。

各種報道等により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誠実に職務を遂行しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今取り組んでおられる「ゆあさん特別見」等の
国会質問を引き続き徹底に行うほか無
うではないでしょうか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はこのような問題があるとは
しりませんでした
問題の存在は退職後、マスコミ発表で
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

^{世帯}
国民年金は市町村、政管、組合、厚生基金等々
管理組織も分立していた。うえに年金制度自体が
複雑すぎる。(制度自体をシンプルにする=とて
事務を掌る部(け)もシンプルになっていくのって
ないで(は)かる)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持っておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人は当日の事情と期間を照合し、回答の判断期間をかりて整合性の努めを以て外に配慮を求めます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正式な届出も無く処理が会社も本人も了解のうえ
との考えで残った問題があとには思わなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一定の制度への説明はしていただくと考えられる。
しかし、本人・会社の担当者への制度の理解が
十分でなく思われる。時限をかけた説明は
個別に手外的な取組みの不足があったかと
思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今は基礎年金番号により届が行われるが、それ以外、勤続番号が変わるたびに新たに年金番号も受けていたが、その当時は、将来年金を受給する時に、今までの記録も整理統合すれば良いと思っていた。企業においても、その当時は、従業員年金番号について確認もせず、新たに年金番号も受けていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○国民年金 各市町村の納付記録(特に紙台帳)と社保庁オンライン記録及び特殊台帳との突合。
 ○厚生年金保険 紙台帳(マイクロフィルム)とオンライン記録との突合。
 ○標準報酬の訂正... 一般従業員であれば、無条件で元の報酬額に戻す。役員、特に代表取締役については、モラルハザードの観点から認めない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

。地方赤い大取組として、業務センターに^{記録上}登録するだけであり、その後処理がどのように行われているかは、知らない部分であったので、現在も状態になるとは思っていませんでした。

。問題が存在することを知ったのは、報道からであり、報道当初においても、それだけの件数があること事態、理解することができなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険については、事務系統上における制度の不備があったことが大きいと、とらえている。

例、厚生年金保険の加入届において加入者が生年月日及び氏名を偽って届出ている。また、勤務先を変えた際に新しい年金番号を受け取っている。こういった場合本人が、こういった届を覚えていない限り、年金~~支給~~受給に結びつかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

該当なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

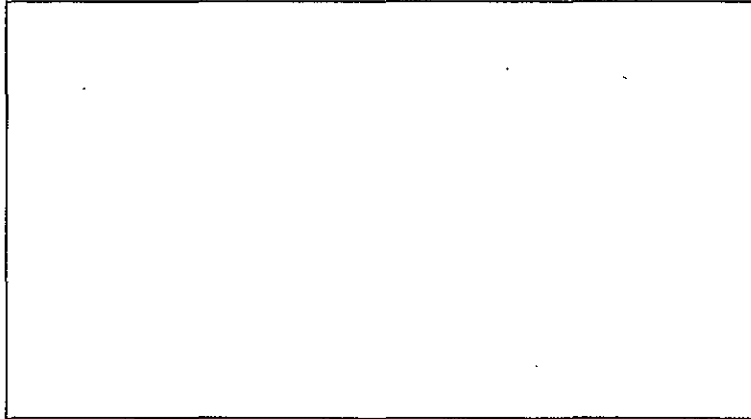
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

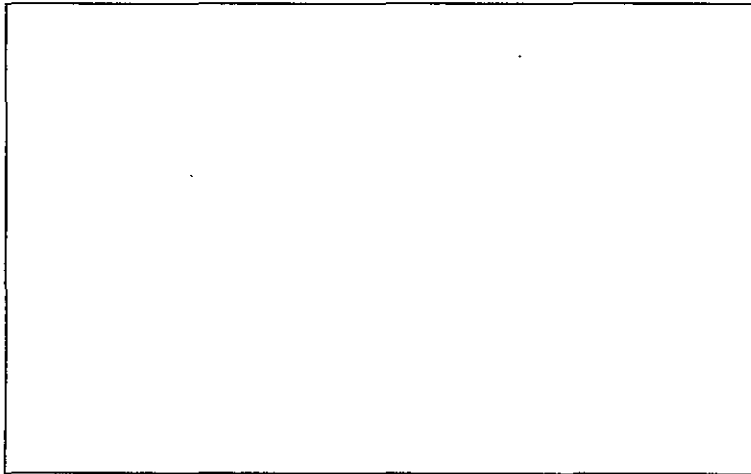
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所における事務処理体験から

- 資格取得届受理段階で、氏名、生年月日の適正確認が出来ないまま記録を登録し届出通りの被保険者証を発行してしまっ
ま、その後の訂正処理が出来ていない。
- 資格再取得者の既発行厚生年金保険被保険者証が提示されず、新規資格取得者扱いとなっ
ま、重複整理手続きのされないまま同一者である者が別人扱いとなっている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

喚起をしていただける呼び掛けを根拠強く実施に行く。
事例を示して、注意を促す広報をして行く。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の人々の適正な記録管理は、将来の年金給付における重要な基礎資料に資するものであり、業務と任務の重要性は良く認識をしておりました。

被保険者資格期間照会の業務を担当し(昭和53年頃)あたりから年金に対する関心が高まり、期間照会結果回答に対する疑問が寄せられる様になって、再回答のための調査に忙殺されるに至りました。

再照会にあたっては、ご本人側に確たる記憶及び手掛りに足る証拠書類の手持ちを示していただけず、未解決のまゝとなったケースが相当数ありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は全てが手作業であり、旧事業所台帳、保管原票の確認を経た後、業務センターへの照会上申となり、一度の回答でご本人が期間に納得していたりできなかった場合は、その後の調査活動は、ヒントとなる記憶の聴取等に苦難が伴いました。

現時点での反省点としては、

ハ、広報活動の強化と適正化を促進させたかった。

(事業主、人事担当者、被保険者本人それぞれの的を得た周知対応に即した広報を繰り返し理解を求めたべきであった。)

ニ、オンライン機械化の歩みをもう少し早めていたべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 <input checked="" type="checkbox"/> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

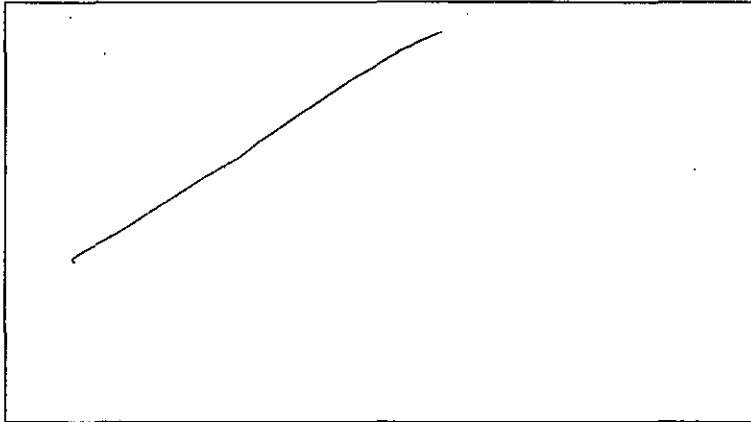
氏名、性別の不一致による所在不明記録については、観光地等の旅館に勤務した者に多数ある。これは、諸事情により年齢を偽り、氏名を偽り、就取した。他人には知らせないための身分の必要から発生した。この記録については統合は難しいと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

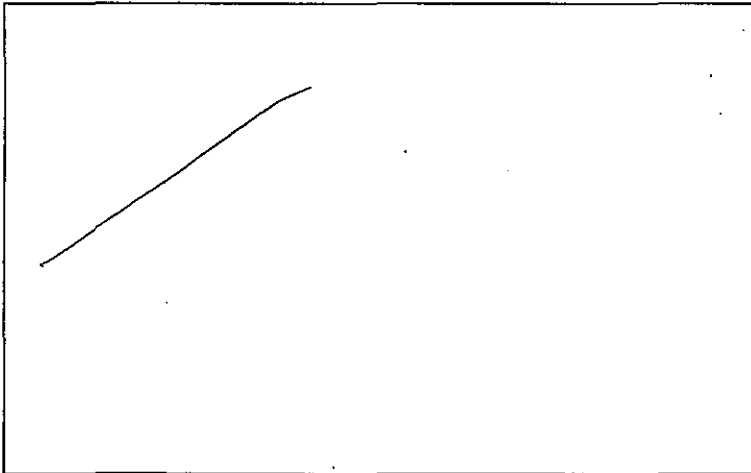
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和36年度(保険料)記録が(始)期
作業の(1)記録(取)り(合)道(ア)ル(バ)イ
も(多)数)記録した。
正確性については自信をもって行ったが
個人差もあり(程)度(一)部(で)は(あ)り(強)
記録が(完)全(な)可(能)性(を)心(を)配(し)て
エ(キ)コ(ト)ー(化)す(時)点(に)も(入)り(加)え(た)
あ(た)か(も)し(れ)な(い)が、最大(の)集(中)力(で)案(内)し
て(各)々(の)で(事)務(所)か(ら)い(り)加(減)し(て)い(た)け
け(で)は(な)い。(マ)イ(ミ)に(対)し(て)は(不)満(を)も(つ)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人(の)年金記録(に)ついては、何(れ)も(疑)念(復)
者(の)整(理)で(統)一(な)に(記)録(を)多(数)あ(た)
し(か)し、補(給)保(険)者(が)別(の)名(前)で(生)計(冊)に
申(請)し(て)い(る)例(も)度(々)見(察)す(ら)れ(る)こ(と)で(一)分
の(成)果(は)上(て)い(な)い(か)も(し)れ(な)い
現(時)点(で)の(対)応(策)は、多(数)あ(り)ま(せ)ん(が)
事(務)所(個)別(の)怠(慢)で(の)ミ(ス)は(補)正(さ)す(が)と(見)ら
る(こ)と(現)在(を)お(し)る(方)法(で)本(人)の(記)録(を)
時(間)を(か)け(て)案(内)し(て)い(る)こ(と)を(思)う
厚(野)に(お)いては(事)務(所)の(未)加(入(な)る)過(去)
あ(た)か(も)し(れ)な(い)が、同(記)録(の)精(度)は(高)い(と)思(う)

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同僚の意見が最初は記録係かあって、毎日毎
検査等の記録を記しているのが、人間的なことも
扱ってあげてはあつた記録も、心細い感じは
記録係(市町村でいい)には、同僚や親は
記録係をやるより指導していかう。
記録のエラーも、記す子は、機械としての
不測、不測もあり、担当の制約もあつたか
が、おねのり、試みは、あつたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

同僚の意見も、同じでもあり、同僚の意見
を、はじめとして、記録係に力を入れたか、不十分な
点もあつたとしても、その担当では、最善を
つとめたつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|--|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

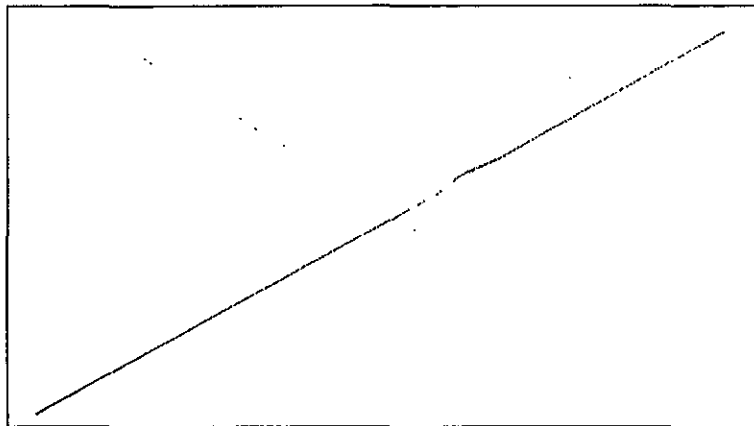
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

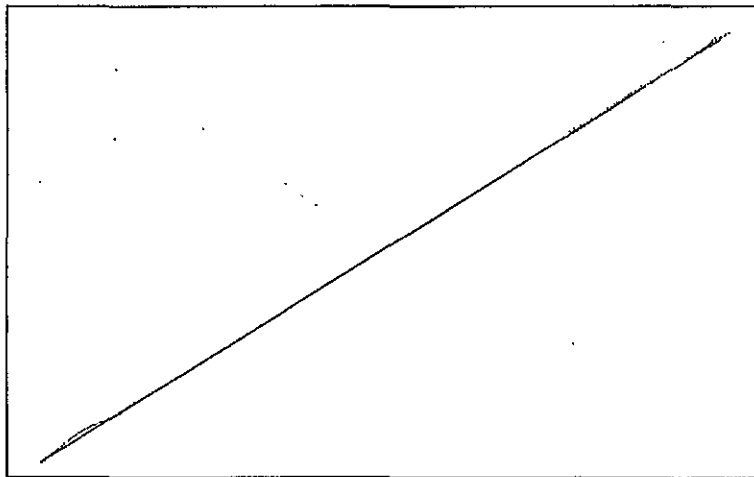
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生労働大臣指示どおりにする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時^{記録の}に最終確認をしているため認識はなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> | 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
|------|--|---|
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> | 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 @平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 事業主の届出誤り 従業員の希望による届出・採用しても既入期間をもちけ即加入させない等により加入期間の相違がある。
- 加入者の責任 転居等により勤務期間と加入期間の相違がある
- 国民年金の納付記録 市町村(本庁・支所・出払所)から地方庁へ報告記録の中で誤記録・点検もれがあったと思われる。
- 一般に知られていない問題は 承知していません
現職時、取巻等から相違とされたことはありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 厚生年金の加入期間・国民年金の納付記録と期間の相違は、加入者・取付者の中出 相違の真偽を確かめ判断し、中出を認めたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・現職時、事業主、市町村職員等に正確な記録の大切さと、適正な事務処理を行うよう、指導(個別相談・会議・調査等)を実施しました。(当然、限度はありました)。
- ・問題の認識はしていませんでした。
- ・問題が存在することを知ったのは、最近の新聞・テレビの報道を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・問題点
 - ・教台帳から電算化への切替事務処理体制の不備と懸念持。
 - ・本庁での事務処理の状況・実態は、地方庁では判りませんでした。
 - ・基礎年金時の切替事務は、退職(平成4年3月末)後では判りません。
 - ・社会保険制度の関心は、健康(医療)が主で、年金の関心は60歳前後から持込んでいるのが現実です。
 - ・若い時期・初年度加入時期からの周知・徹底が必要と思われ。
 - ・年金年帳・健康証を一本化する事も今後考えらるべき。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、「地方庁社会保険事務所」と「オンライン業務室」との間で記録照会が行なわれていた
ので全て整理がとれていっていると思っていました。

オンライン業務室において未処理だったとは、地方での
努力が何にもならなかったことが残念です。この
ようなことがあったことが民主党の追求で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では十分に対応してきたと思っていますので
全ての責任は「オンライン業務室」にあります。

地方に迷惑がかかって現在の職員が気の毒です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。
 申し出ると一緒にたたく罰金で対応した。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、会社から問題です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞等で報道されて知悉。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特におし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特におし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題などが、おこることなど
予想だにできなかった。
最近の報道関係で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題が起きたことは、
中央と地方の事務処理の一体化
が弱かったことではないかと考
える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input checked="" type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input checked="" type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
年金記録の問題は、年金事務所や年金センターなどで相談できると思います。また、年金記録の問題は、年金事務所や年金センターなどで相談できると思います。また、年金記録の問題は、年金事務所や年金センターなどで相談できると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期にわたり放置された結果、このような事故が発生したものであり、これは一部の事業主と一部の職員がこのようなことを引き起こしたものであり、考えられず、特に方策はないものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このようなことには、^{よからずい}なるまいよう注意して
いたつもりですが、事故に合った方には
お申し訳ないとお考えしております

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省
点として挙げられるとお考えですか。

果敢と責任をもち、^{おまかせ}お任せすることにした
ように見えたが、^{おまかせ}おまかせの職業の
が、^{おまかせ}おまかせに任せました。おまかせ
おまかせの職業の
おまかせの職業の

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題が存在したことは認識していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 係長級 | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 厚生年金と国民年金の単票の管理は別々だった。この単票を2つに1つに統合し、その都合の番号(単票)が異なる方の番号は下。

② 本人の補給記録を同一の番号で記録した事例があり、その補給記録は2つに2別管理されていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① については、その番号は統一したか、新しく統一番号を付与する。

② については、当該番号を有する者が請求した時点で、新番号の補給記録を、新番号の扱いに引き継ぎを促す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、社会保障制度の信頼を揺るがすことになり、年金受給者の生活に大きな影響を及ぼすことになると認識していました。また、そのような問題が存在することを知ったのは、2011年頃でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 「さん孔タイプライター」処理した国民年金の資格・納付記録を「紙テープ」で社会保険庁業務センターに進達していた頃の「事故分」(穴の不良による読み取り不能等)で、社会保険事務所に返戻されてこなかった分が多数あったのではないかと、思われる。(オンラインに移行した際に紙台帳と不一致になった多数記録がある?)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 自分の年金加入期間について不審に思っている人を社会保険事務所に呼び出しするか、職員が自宅・市町村役場に出向いて「個人面接」により、過去の加入期間を再確認すれば良いと思われる。
- 現在、実施中だと思いますが、なかなか出向いてくれないのが現状であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 国民年金の保険料督促納付実施の際には、無年金になると思われる被保険者の他の年金加入期間を確認して(聞き取り調査)、不足する月分の保険料納付を指導し、年金受給に結びつけるよう市町村と協議して実施してきた。
- 市町村の国民年金事務の電算処理への移行の際には、市町村の被保険者名簿との資格・納付記録突合等により資格・納付記録の確認・整備を実施するなど行っていたが、加入期間等の改ざんについて、考えたことがなかった。
- 報道されて、はじめて知った。
報道の内容を見て、こんな手法があったのかーと、思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 保険料未納者を解消して検認率を向上させ、併せて「年金受給権の確保」を図るため、「都市対策の実施」など市町村を指導し、広報の実施、集金徴収・年金相談等を行ってきた。
- 年金不審になってしまったが、年金に感謝している住民は多い。
- 記録の不備などは改めれば良いのですから、それを悪い面ばかりに取り上げすぎているように思われます。
- 年金制度が今後も「積立方式」で行くのなら、「保険料の納付」の重要性をもっと周知してほしいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | <input type="checkbox"/> 現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 |
| 所属 | <input type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="checkbox"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている方策とよいと思います。
最終的には、裁定請求時における対応により解決されるものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が報じられ5,000万件もあるということに
信じられなかった。在職中は年金記録は正しい
ものと信じており窓口においてもそのような対応をしてお
りました。
新聞報道があるまで知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従来厚生記録の整備は中間速達で処理されており、
事故リストにより補正されているが、オンライン完結
全体速達し社保庁でパンチ入力された認識で、この
際、脱税があったのでは無いかと思っております。
地方において脱税があったとは考えられません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
いとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶に乏しくお答えすまいです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/> |
|------|--|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局) 昭和61年3月1日以前は臨時保険員主幹</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、本学への被保険者記録等の事故リストの補正作業が行われていたが、これは、将来年金を受けるときは、本人が裁定請求する立て前になっており、その際職書添付することにより、被保険者期間等が必ず確認できるものと認識していました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 社会保険庁(国)とLT. 二の事象発生経過をきち
 と説明のうえ謝罪するべき(NHKテレビ等)
 ○ 一昨年来のねんきん特別便等の対応に「ほい」解
 決したと思われず(最後の1件まで絶対処理)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録問題が存在するに気づいた。
- テレビニュース等から耳にした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 本来は範囲での記録現場(事務所窓口対応等)対応
- 世界に誇れる社会保障のオンラインシステムというふれこみで切替が始まった訳で、各個人の記録を全て数に置き換えての業務だったと思いつつ、
=不具合、未統合記録をこの時気づいた。=

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

ただ、地方で初任給、市町村の職員が給与に渡り
ために集まってきたことを忘れてはならないと思う。
こちらが全て決定されているように誠に残念ではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ひとつひとつ丁寧に対応していくことが一番と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録のリストの処理が十分ではなかったと思う。将来の年金受給への大切は記録であることへの認識に欠けていた。
昭和40年頃である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は一般取扱いであった業務命令に従っていた。だがこの問題が大きく取り上げられた平成18年頃は、年金被記録等は徹底した対応を考えた。

市町村が行っていた国民年金業務を社保庁が国に吸収し、取扱いの身寄の地所移管を阻止したこと、又その社保庁と地方の隔りがこのような問題と結び表面に出たことと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どのような問題があったのか承知しておりません。
「問題」の内容が不明です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録問題の存在を認識していませんでした。
退職後マスコミで知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題意識が湧きませんでしたので対応せず
(記録が整合しないのは、女性の退職金の扱いと50歳退手当金と、強制労働者の朝鮮人や労働者年金制度時代の産物と思慮しています)
善後策として記録の整合処理の手続きが可能であれば、従事したいと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input checked="" type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 医療管理課 |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何人の記録は、本人の確認を得なければ解決ではない
 と思っています。いかに前向きでいるかと思っています。
 したがって、現行の^{手続}特例、土曜内催月を実施し、
 処理を何々に周知することを思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金料の記録管理は、市町村、社保とびの台帳を
管理し、毎年/回金の台帳を市町村と社保とで照合
しているのだから、そのような問題が生じるとは思いません
また、台帳更新時でも転記したものを旧台帳と
照合を行っていたので、完全に思いません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

未納者に限らず、^指納入督促状況記録(未納者カード)
と永久保存を心がけておきたいです。
未納者には、台帳の他に未納者カードを毎年作成して
そのカードに納入督促状況(納入督促行、何回督促集金
指示、催促回数等)の記録が記入されたものを
本人の申し立てのしるしなどには参考にする
思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 <input checked="" type="radio"/></p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳とオンライン記録の突合しても氏名・生年月日・取得年月日の届けか事実と相違している記録が相当数ありと思われ、水子ので、ねんきん特別便の送付を行ない、回答をもって解決に向う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

古い記録は転職の都度、年金手帳を
取得し、氏名、生年月日などの度相違して
いる事例が多数見うけられた。
年金手帳重複取消し処理の時や年金裁定時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主に対し、正しい届けさすよう指導が
足りなかった。
又、オンライン導入後、入力事項のチェック
体制に問題があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あらゆる可能性を考慮しながら、1件1件照合していくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複雑な就労職・ワタクシ社会保険の事務ミス
が追いつけなかった結果だと思っております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場の声を中央まで届けるようになっていけば
良かったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input type="radio"/> |
|------|---|---------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・制度発足後長年に渡る法改正、記録管理手法の変更に伴う切替作業時々の徹底不足から発生したのではないかと!

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・未統合記録・旧台帳記録の早期の統合による整理の徹底

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

消去記録とも言われていた過去の年金記録は、消去の履歴、別番号で管理されていることも早くも報知してもらおうこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金手帳の交付に認識していない。(2004年当時...)前は以前から認識していた。実際、年金相談の際、記録調査依頼件数、年金手帳の再交付は、担当者次第の負担となっていた。
- ・基礎年金番号導入時の過去記録の統合が不徹底に対し、反社会的な行為とことから前記の業務は記録問題発生以前から相談コーナー/伊及氏の対応時間の掛かる要因と思っ、頃が既に感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録が消されたことに相談したら、制度の変更、年金記録の管理方法などで説明し、記録が消されているのではなく別の番号で管理されていることを説明した。

この問題は「消えた年金記録100万件」として、ネットやキャンペーンなどで打たれる様子を説明した。

年金はいつの時代も「政争の具」
以上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p><input checked="" type="radio"/> g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

周知してあるのを現状で良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録をれ(未統合)の方には気の毒であるが、年金請求の時に自分の記録を思いだせなかったことは自業自得である。宙に浮いた5000万円の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合するよう努力した。
社会保険庁(行移セクター)の記録が杜撰であつたことは弁解のしようがない。今後はこのようなことが二度と起きないようにすること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・予算をつけてもらい、人海戦術で早期に解決する以外にないと思います。

・社保以外の市町村、労働関係、健保組合等の記録との突合も有効と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ 場合によっては被保険者の老後を左右する重要な問題と認識していました。
・ 昨年、特別便の頃と思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ 他の業績と比べて、優先的に対応し処理しよう、心掛けていました。
・ もっと早期にこの問題に気付いていれば、現状の状況は変わっていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的対応策は見当つかず、現在行っている作業を積み重ねていくしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号が基礎年金番号に統一される時に、相当数の記録が統一されずに残っていると記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご本人様等からの問い合わせに、1件々丁寧に対応していく。

ご協力、ありがとうございました。